「健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例(仮称)案」 に対する県民意見の募集の結果について

平成29年2月20日

県議会では、平成28年12月15日から平成29年1月16日までの間、「健康寿命日本一おおいた県民運 動推進条例(仮称)案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する県議会の考え方 を取りまとめましたので、公表します。 なお、12人の皆様から延べ24件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

条例案の条項	ご意見の概要	県議会の考え方
条例の名称	「健康寿命日本一 おおいた県民運動推進条例」と読んでしまった。区切りがわかりづらい。間違われないよう、例えば「健康寿命日本一おおいたを実現するための県民運動推進条例」などとしてはどうか。	本県では、健康寿命日本一の大分県を目指して、昨年6月に健康寿命日本一おおいた創造会議を設置し、9月には「目指せ!健康寿命日本一おおいた」ロゴマーク&キャッチコピーが決定するなど、「健康寿命日本一おおいた」というフレーズの県民への周知を図っています。 条例制定により、このフレーズの更なる浸透を図るため、条例の名称は「健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例」と簡潔にしたいと考えます。
前文	「疾病や障がいの有無や程度にかかわらず、全ての県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送る・・・」という文章表現には無理があるように感じる。前文は「全ての県民が・・・」から始めた方が良いのではないか。	前文の「疾病や障がいの有無や程度にかかわらず、」という部分は、疾病や障がいを有する方も、「生涯健康県おおいた」の実現に向けた県民運動に可能な範囲で参加してもらうことを明らかにするために記述しているもので、第4条の県民の役割として、「自らの心身の状態等に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。」という文言に繋げています。
	「健康づくりの推進は・・・個人の努力だけでは容易でない・・」としながら「・・・健康寿命を延伸するためには・・・県民自らが・・・予防のための取組を実践することが必要・・・」とする文について無理があるように感じる。	健康づくりの推進は、少子高齢化や健康格差の問題もあるので、個人の努力はもちろんのこと、健康づくり関係者や事業者など地域社会全体による環境づくりが必要であるとする趣旨です。
	前文は全体的に詰め込みすぎではないか。	前文では、条例の必要性や背景、基本的な 考え方などを述べる必要がありますので、ご 理解ください。
第2条	定義の、「県民一人ひとりが主体的に健康 づくりに取り組むとともに、地域社会全体で それを支援する」というところが弱いように 感じた。	第2条第2項は、「健康寿命日本一おおいた県民運動」という言葉の概念・意味を表したものであり、簡潔に表現しています。 なお、県民運動の内容については、第3条の基本理念以下の条文で詳しく定めています。

第3条 第4条	第4条に「自らの心身の状態等に応じて」 とあるように、まずは、「自身の健康状態を 知る」ことが重要であると考える。 よって、第3条第1号に「自らの健康状態 を把握すること」、第4条に「健診を受診す ること」または「健康状態を知ること」を加 えていただきたい。	ご提案に基づき、第4条第1号を、「各種 健診等による健康状態の把握」とし、現在の 第1号から第6号を、それぞれ第2号から第 7号に改めます。 第3条は、県民運動の基本理念を定める内 容であるため、修正せず現状どおりとしま す。
第4条	前文に「県民主導型の健康づくり運動」、 定義にも「県民一人ひとりが主体的に健康づ くりに取り組む・・」とあるが、県民一人ひ とりの取り組みについて書いているのは第4 条だけだが、具体的な内容はこれから検討し ていくのか。	第4条では、県民が取り組む健康づくりの中心となる取組を定めています。 具体的な取組内容については、この条例に基づき策定する、計画及び施策のうち県民に関する部分に記載されることになります。
	タイトルは(県民の役割)よりも、(県民 の取り組み)か(県民の参画)の方があって いると考える。	第1条(目的)で、「県民、県、健康づくり関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに」と記述しており、第4条は、そのうちの「県民の役割」を定める規定であるため、タイトルは(県民の役割)が適切であると考えます。
	取組の内容に「睡眠」と「認知症」を加えてはどうか。健康寿命延伸のための主要な行動は、適切な食生活、適度な運動、良質な睡眠と考えます。 第3項に「適切な休養の・・」とあるので、それに睡眠も含めるという考え方もあるが、人生のおよそ1/3は睡眠時間なので、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	第4条(目的)で、県民が取り組む健康づくりのうち、中心となる取組を定めています。 ご指摘のとおり、睡眠は同条第三号の「適切な休養の取得」に含まれます。 同条各号で定める取組内容は、包括的な表現としていますので、「良質の睡眠への改善」を追加せず、現状どおりとしたいと考えます。 また、同条各号で定める取組内容は、国の基本方針において、健康寿命の延伸を図る上で特に重要とされている事項を例示として定めているものであるため、「認知症」は追加せず、現状どおりとしたいと考えます。
	喫煙による健康被害の防止については、喫煙場所の屋外設置だけではなく、個人の具体的な取組等も進めるべきと考える。	ご意見のとおり、第4条第4号に、県民の 役割として「喫煙による健康被害の防止」を 定めています。
第7条	県民、健康づくり関係者、事業者の役割が 定められているが、教育現場の役割は必要な いのか。未来を担う子どもたちの健康教育 は、大事であると考える。	第7条で、健康づくり関係者の役割を定めています。健康づくり関係者には、教育機関も含まれます。 健康づくり関係者に該当するものを条文に全て記載することは困難であるため、逐条解説で示します。
第11条	推進月間については、世界糖尿病デーのある11月とした方が、各団体との連携や、生活習慣改善意識の浸透に効果的ではないかと考える。	推進月間は、糖尿病関係だけでなく、県民運動の推進について県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人ひとりが自ら健康づくりを実践する契機とするため設定するものです。 このため、推進月間は、ウォーキング大会や健康教室など健康づくりに関する多数のイベントが開催される10月に実施するのが適切であると考えます。

第12条	公表及び表彰は事業者のみを対象としているが、県民全体の取組であり、第6条、第7条の内容も考慮すると、市町村、健康づくり関係者も対象としてはどうか。更に、個人も対象に加えてはどうか。市町村に競わせることで、効果も大きくなる。	市町村や健康づくり関係者は、事業者と比較して、より積極的に県民運動の推進に寄与すべき立場にあるため、公表や表彰になじまないと考えます。 また、事業者は個人と比較して、県民運動において果たす役割が今後より大きくなることから、積極的な取組を助長するため、公表や表彰の対象としています。
その他	県民運動を推進する施策として「温泉を活 用した健康づくり」を提案する。	ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	条例案の内容を見ると、基本理念である「一人一人が健康づくりの重要性を理解し主体的に取り組む」という点で、私たちは、サロンや体操教室を通じて、充分に実行できていると確信し、今後益々充実した活動をしていこうと決心した。	第3条第1号で、県民運動の基本理念の1 つとして「県民一人ひとりが、健康づくりの 重要性を深く理解するとともに、生涯にわ たって生き生きと安心して暮らせるよう、主 体的に取り組むこと。」としています。 サロンや体操教室などの活動が、基本理念 に基づき、県民運動として効果的に展開され ていくことを期待しています。
その他	現在、県内の総合型地域スポーツクラブでは、「貯筋運動」を推進している。「貯筋運動」とは、主に高齢者を対象とした筋力を維持・向上させる運動をいう。この運動は、気たきりや転倒の防止など健康寿命を延ばす効果が期待されており、その効果も実証されているものである。これは、まさに本条例の目的とする「健康寿命の延伸」に直結するものと考える。今後も、総合型地域スポーツクラブをご支援いただきたい。	総合型地域スポーツクラブの活動が、基本 理念に基づき、県民運動として効果的に展開 されていくことを期待しています。 ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	予防医療の重要性を確信している。 看護師や栄養士、教師など、予防医療に携わりたいと思っている人たちを県内各地で募集し、チームを作って、予防に関する啓発活動を実施してはどうか。	ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	予防医療を実現するための啓発活動、つまり教育は、生活習慣と大きな関係があるため、早ければ早いほど効果がある。 このため、啓発活動の対象者は、若年層を中心に進めたほうが効率的と考える。 食育とも連携して、健康管理の習慣を早い時期に身につけてもらうと良いと思う。	ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	高齢者に対しては、地域包括センターや社会福祉協議会などにより、介護予防の啓発活動を行うことで、寿命ではなく健康寿命が大切だという意識を高めていくのが良いと考える。	ご意見の内容につきましては、第5条に規定する県民運動の推進に関する計画及び施策を策定する上での参考とさせていただきます。
その他	健康寿命延伸の取り組みにおいては、県民 にどうやってメリットをアピールできるかが 重要と考える。	ご意見の内容につきましては、第5条に規定する県民運動の推進に関する計画及び施策を策定する上での参考とさせていただきます。

その他	歯及び口腔の健康づくりについて、小学生など低年齢層は学校での教育の一環として、正しい歯磨き方法などが教育されているが、中学生から高齢者までの年齢層についても、歯や口腔の健康づくり教育の環境整備が必要であると考える。	ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	昨年から今年にかけて、テレビの健康番組の中で、何度も「腸内フローラ」(腸管における腸内細菌の様相で、食生活によりこのバランスを整えることが健康維持に寄与する)が取り上げられている。今後、この内容について、よく学び、実践していくことが健康に繋がっていくと考える。 今後、「腸内フローラ」をテーマに食育活動をしていきたいと考える。	第3条第1号で、県民運動の基本理念の1つとして「県民一人ひとりが、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう、主体的に取り組むこと。」としています。 食育活動が、県民運動として効果的に展開されていくことを期待しています。
その他	地域の健康づくりの活動を見ていますと、 高齢者は高齢者団体だけで取り組んでいます し、若い世代は各スポーツで個別に運動に対し、若い世代は各スポーツで個別に運動に対してがあり組みです。 の部活動で取り組みでです。 高齢者の方もいれば、そうでないちもいる方もいれば、そうでないないで運動に対極的に運動に対するに消極的に消極がきまくるする。 での運動には孫世代と一緒にす。 り組みを進める方をと考えます。 での運動や、高齢者と孫世代とで一緒にでの運動や、高齢者とともで検討願います。	ご意見の内容は、県民運動を推進する上での方法・手段についての提言と考えます。 ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。
その他	ドイツでは、自動車道、散歩道の整備が進んでいる。 大分市では、中心街に自転車で行くと、行きづらさを感じる。 高齢者が中心街まで自転車やウォーキングで安全に買い物に行ける道路環境が整備では、高齢者が車ではなく自転車や徒歩でおが、高齢者できる。 また、少し市街地を離れると、大分にはいや高原、海岸等の豊かな自転車専用道やウォーキング専用道があって、サイクリングやウォーキングを楽しむことができれば良いと思う。	ご意見の内容につきましては、第5条に規 定する県民運動の推進に関する計画及び施策 を策定する上での参考とさせていただきま す。

大分県議会事務局 政策調査課 電 話 097-506-5033 電子メール a21000@pref.oita.lg.jp